

2016年10月
から

一步前進!

社会保険の適用拡大



(監修: 連合生活福祉局)

社会保険とは、病気やケガ、出産、老齢、死亡などのさまざまなリスクに備えるため、公的機関が管理・給付する保険のことです。そのうち年金と医療に関して、対象者の範囲が拡大されるのはご存知ですか? 今回は、特に年金について対象者の拡大によって、どんな変化が起きるのか、労働組合の取り組みポイントもあわせて解説します。



どんなふうに変れるの?

より多くの方が、これまでよりも厚い保障を受けられるようになります!

健康保険・厚生年金保険の適用範囲

今まで	週30時間以上 (労働時間と労働日数が概ね正社員の3/4以上)
拡大	<ul style="list-style-type: none"> ① 週20時間以上 (残業時間含まず) ② 月額賃金8.8万円以上 ③ 勤務期間1年以上の見込み ④ 学生ではない (夜間、定時制は除く) ⑤ 現行基準が適用される労働者が501人以上の企業
これから (2016年10月から)	
拡大対象 約25万人	

おさらい! 社会保険の用語

国民年金の被保険者の区分

1号(被保険者)

20歳以上60歳未満で2号、3号でない方。自営業者、無職の方、フリーターなど

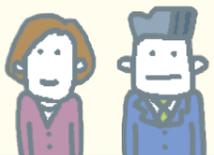
保険料: 全額自己負担
受取: 国民年金



2号(被保険者)

企業等(社会保険適用事業所)で働く70歳未満の方

保険料: 労使で折半
受取: 国民年金+厚生年金



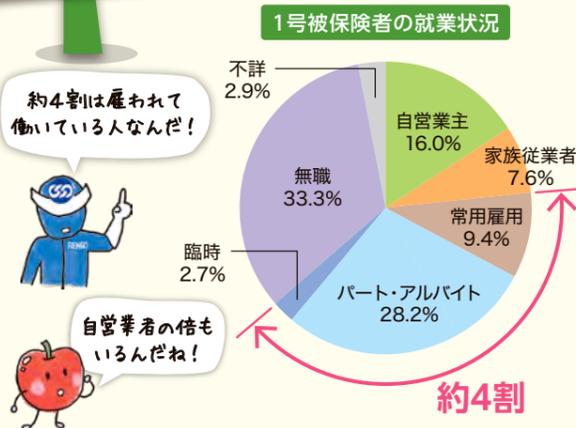
3号(被保険者)

20歳以上60歳未満で第2号被保険者に扶養されている配偶者

保険料: 本人負担なし
受取: 国民年金



1号被保険者は雇用者が4割も?!



注意 ●健康保険や厚生年金保険には、年齢や加入期間など
●厚生年金には、長期加入特例や加給年金、繰り上げ加入状況や、特例に該当するかなど、

こんなケースでは…
非正規で60歳まで勤務
時給1500円
週25時間勤務

月収15万



今まで
国民年金: 1号

これから
国民年金: 2号

たとえば…



■本当は2号なのに…

1号被保険者は自営業者のための制度と思われがち! でも、雇われて働く人が4割近くいるんです。中には労働時間などの条件を満たしているのに、厚生年金に加入できていない人も…

厚生年金の適用もれ、200万人も!

■あなたの会社は大丈夫?

雇われて働いている1号被保険者の人の中には、労働時間などの条件を満たしているのに、厚生年金に加入できていない人が200万人にのぼると言われています。日本年金機構は、適用逃れのおそれがある約79万事業所に対し、重点的に加入指導するなど対応を強化しています。

連合が/取り組むワケ

現行制度では、短時間で働く人の多くが社会保険の適用対象とならず、保険料負担が重い反面、低い給付しか受けられていません。雇用形態や勤務先の事業所の規模などの違いにより、社会保障に格差を生じ、老後までその格差が続くのは理不尽です。このため連合は、最重要政策として適用拡大の取り組みを進めています。

労働組合としてできること

●社会保険が適用されるべき労働者が全員適用されているか確認!



●非正規労働者が雇用契約を更新する際、労働条件の不利益変更で適用拡大の範囲から外されていないかチェック!



●対象者500人以下の企業も含め、適用拡大を上回る労働条件での雇用促進に取り組もう!



●学習会などで社会保険の適用拡大について周知徹底しよう!



●労使交渉の際には キャリアアップ助成金 制度を会社側にPRしよう!



くわしくは
厚労省HPを
チェック!

3号の専業主婦(夫)の中には、社会保険料負担や扶養手当など世帯収入を考えて社会保険の加入に躊躇する人も。でも、社会保険に加入すれば将来の年金額が増えるし、障がいや、私傷病での休業など、万が一の時の保障も充実するよ。この機会に長い目で社会保険に入る意味を考えたいね。



このページは連合HPでも配信中!
皆さんもお使いください。